# 大阪大谷大学動物実験実施規程

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)」(以下「法」という)、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号)」(以下「飼養保管基準」という)、及び「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成18年文部科学省告示第71号)(以下「基本指針」という)を踏まえ、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続き等必要な事項を定め、もって科学的、動物愛護及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、大阪大谷大学大学(以下「本学」という)における動物実験等の適正な実施を確保することを目的とする。

#### (基本原則)

第2条 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である代替法の利用 (Replacement)、使用数の削減 (Reduction) 及び苦痛の軽減 (Refinement) の3Rの原則に基づき、適正に実施しなければならない。

#### (適用範囲)

- 第3条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。
- 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、基本指針等に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

# (定義)

- 第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
- (1) 動物実験等:本条第5号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 飼養保管施設:実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験室:実験動物に実験操作(48時間以内の一時的保管を含む)を行う動物実験室をいう。
  - (4) 施設等:飼養保管施設及び実験室をいう。
  - (5) 実験動物:動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養または保管している哺乳類、

鳥類又は爬虫類に属する動物(施設等に導入するために輸送中のものを含む)をいう。

- (6) 動物実験計画:動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験従事者:動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者:動物実験従事者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 管理者: 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者をいう。
- (10) 実験動物管理者:管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- (11) 飼養者:実験動物管理者又は動物実験従事者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 管理者等:管理者、実験動物管理者、動物実験責任者及び飼養者をいう。
- (13) 指針等:動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

# (学長の責務)

第5条 学長は、本学において実施される動物実験等の実施に関して最終的な責任を負い、 本学の動物実験等の適正な実施のために必要な措置を講じなければならない。

### 第2章 動物実験委員会

(任務)

第6条 本学の動物実験等の適正な実施のため、本学に、動物実験委員会(以下「委員会」 という。)を置く。

- 2 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に提言する。
  - (1) 動物実験計画が指針等及び本規程に適合していること。
  - (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
  - (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4)動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
  - (5) 自己点検・評価に関すること。
  - (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。

(構成)

第7条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 薬学部長
- (2) 動物実験実施学部の教授、准教授又は講師 2人

- (3) 人文・社会科学系の教授、准教授又は講師 1人
- (4) その他委員会が必要と認める者
- 2 第1項 第1号から第2号までの委員の内1人は、動物実験非従事者でなければならない。
- 3 第1項項 第2号から3号までの委員は、学長が委嘱する。

(任期)

- 第8条 前条第1項第2号から4号までの委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の 任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前項の委員は、再任されることができる。

# (委員長等)

- 第9条 委員会に委員長を置き、薬学部長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、第7条第1項第2号の委員から選出する。
- 4 副委員長は、委員長の職務を補佐する。

# (委員以外の者の出席)

第 10 条 委員会が必要と認めたときには、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、薬学部事務室において処理する。

# 第3章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

- 第12条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書を委員会に提出しなければならない。
  - (1) 研究の目的、意義及び必要性に関すること。
  - (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
  - (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。

- (5) 苦痛度の高い動物実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント (実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング) の設定を検討すること。
- 2 委員会は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたとき審査し、その結果を学長に報告し承認を得るとともに、教授会を通じて当該動物実験責任者に通知するものとする。
- 3 動物実験責任者は、動物実験計画について委員会の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

# (実験操作)

第13条 動物実験従事者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、指針等に即するとともに、特に以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項
- ①適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
- ②実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む)の配慮
- ③適切な術後管理
- ④適切な安楽死の選択
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験(物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験)については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと。
- (4) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
  - (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。
- 2 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の様式により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について委員会に報告しなければならない。

### 第4章 施設等

(飼養保管施設の要件)

- 第14条 飼養保管施設は、以下の要件を満たさなければならない。
  - (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼養設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
  - (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
  - (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

- (6) 管理者及び実験動物管理者がおかれていること。
- 2 前項を満たすように整備されている薬学実験研究棟2階の動物実験室を、飼養保管施設として用いる。
- 3 第1項第6号に掲げる管理者は薬学部長を、実験動物管理者は動物実験室運営委員会委員 長をもって充てる。

# (実験室の設置)

第15条 飼養保管施設以外において、実験室を設置(変更および廃止も含む)する場合、実験室管理者(講座責任者等)は所定の様式により手続きし、委員会の承認を得るものとする。

- 2 委員会は、申請された実験室を調査し承認または非承認を決定するものとする。
- 3 委員会の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等(48 時間以内の一時 的保管を含む)を行うことができない。

# (実験室の要件)

第16条 実験室は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 動物実験等の実施時に、実験動物が室外逸走できないような状態にすることが可能で、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
  - (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

#### (施設等の維持管理及び改善)

第17条 管理者及び実験動物管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

# 第5章 実験動物の飼養及び保管

(実験動物の健康及び安全の保持)

第 18 条 実験動物管理者、動物実験従事者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

#### (実験動物の導入)

第19条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入しなければならない。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼養等を行わなければならない。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(給餌・給水)

第20条 実験動物管理者、動物実験従事者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に 応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

# (異種又は複数動物の飼養)

第 21 条 実験動物管理者、動物実験従事者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

# (記録の保存及び報告)

第22条 実験動物管理者は、実験動物の入手先、飼養履歴、病歴等に関する記録を整備、保存しなければならない。

2 実験動物管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、委員会に報告しなければならない。

#### (譲渡等の際の情報提供)

第23条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等 に関する情報を提供しなければならない。

### (輸送)

第24条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めなければならない。

# 第6章 安全管理

(危害防止)

- 第25条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。
- 2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。
- 3 管理者は、実験動物管理者、動物実験従事者及び飼養者が、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じなければならない。
- 4 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第26条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に 努めなければならない。

# 第7章 教育訓練

(危害防止)

第27条 委員会は、実験動物管理者、動物実験従事者及び飼養者に、以下の事項に関する所 定の教育訓練を受けさせなければならない。

- (1) 関連法令、指針等及び本学の定める規程等に関する事項
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養及び保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保及び安全管理に関する事項
- (5) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 委員会は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存しなければならない。

# 第8章 自己点検及び情報公開

(自己点検・評価・検証)

第28条 委員会は、基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わなければならない。 2 委員会は、管理者、実験動物管理者、飼養者及び動物実験従事者等に、自己点検・評価の ための資料を提出させることができる。

3 委員会は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

(情報公開)

第29条 本学における、動物実験等に関する情報(動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価及び検証の結果等の公開方法等)を毎年1回程度公表するものとする。

### 第9章 補則

(準用)

第30条 第4条第5号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行なうものとする。

# (雑則)

第31条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

# 附則

- 1. この規程は、平成26年6月4日から施行する。
- 2. 次に掲げる規程は廃止する。

大阪大谷大学における動物に関する指針(平成18年4月1日制定)

大阪大谷大学動物実験委員会規程(平成18年4月1日制定)

- 3. この規程の施行前に承認を得ている動物実験計画は、第12条の規定により承認を得たものとみなす。
- 4. この規程は、平成27年5月1日から改訂施行する。